

Ⅲ 特定事業の施工（許可後の手続き等）について

書類の提出先等（提出部数は、正本1部、他は写しで可）

○埋立て事業

◎事業区域1万㎡以上：廃棄物指導課

（提出部数は、特定事業場が所在する市町村数に2を加えた部数、
また、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数）

◎事業区域1万㎡未満：管轄する地域振興事務所地域環境保全課

（提出部数は、特定事業場が所在する市町村数に2を加えた部数、
また、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数）

○一時たい積特定事業：廃棄物指導課

（提出部数は、特定事業場が所在する市町村数に2を加えた部数、
また、特定事業場・流末・搬入路などが隣接する市町村数の求められた部数）

第一 施設の設置及び土砂等搬入前の工事工程の確認について

特定事業許可書の交付を受けた事業者は、

- ① 土砂等の搬入を管理するための管理事務所
- ② 特定事業に関することを表示した標識
- ③ 土砂等の搬入路
- ④ 排水を測定するための施設
- ⑤ 特定事業場並びに区域の境界を明示した杭等を設置するとともに、
その他土砂等搬入に必要な工事工程が終了した場合はその旨を連絡し、
県職員の立会いの上確認を受けた後に搬入が可能となる。

第二 特定事業の着手の届出について（条例第14条の2）

土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から10日以内に特定事業着手届（規則第七号様式の三）を提出すること。

第三 土砂等の搬入について（条例第15条）

土砂等の搬入を行う前には必ず、土砂等搬入届（規則第八号様式）を提出し、県の確認を受けること。

なお、搬入届は土砂等の発生場所ごとに、また、同一の発生場所の場合においても5,000m³毎に作成すること。

◎添付書類

- ① 土砂等発生元証明書（規則第九号様式）
- ② 検査試料採取調書（規則第三号様式）
- ③ 地質分析（濃度）結果証明書（規則第四号様式）
- ④ 土砂等発生場所位置図
- ⑤ 証明書対象区域及び採取位置が確認できる図面（平面図、断面図）
- ⑥ 土砂等の発生場所の現場写真、採取状況写真

◎土砂等搬入届（規則第八号様式）についての留意点

- ① 報告されている土砂等の発生元、量、期間等に変更ある場合：併せて特定事業軽微変更届を提出すること。
- ② 土砂等の搬入予定量：発生元証明書のそれぞれの項目を記載すること。
- ③ 土砂等の搬入期間：当該搬入届で、特定事業場に実際に搬入される土砂等の搬入予定期間を記載すること（発生元の工事の期間等ではないことに注意すること。）。)
- ④ 土砂等の運搬事業者名：土砂等の発生現場から特定事業場までの運搬に係る全ての運搬事業者について記載すること。

◎土砂等発生元証明書（規則第九号様式）についての留意点

- ① 土砂等発生元証明書の宛て：土砂等の埋立て等を行う事業者となる（一時たい積特定事業場を経由する場合には一時たい積特定事業者又は埋立て等事業者となる）。
- ② 当該工事に係る土砂等発生総量：当該工事現場より発生する総予定土量を記載し、括弧内に当該発生現場から該当特定事業場へ搬出する契約量が記載されていること。
- ③ 今回の証明に係る土砂等の量：搬出契約量のうち当該証明書に係る土砂等の量（1度に最高 5,000 m³まで）が記載されていること。
- ④ 発生土砂等運搬契約者名：土砂等の発生現場から該当特定事業場までの運搬に係るすべての運搬事業者名が記載されていること。
- ⑤ 発生土砂等埋立事業者名：特定事業者名及び住所が記載されていること（一時たい積特定事業場を経由する場合にあっては、一時たい積特定事業者と埋立て等事業者の両方を2段書きで記載すること。）。)

第四 特定事業の施工管理について

施工計画書で定めた県職員が確認する工事工程が終了した場合には、事前に連絡の上、県職員の確認を受けること。

第五 定期報告について（条例第16条及び第17条）

特定事業者は特定事業を開始した日（具体的には着手日等）から4月（一時たい積特定事業については3月）毎に、特定事業に使用された土砂等の量及び当該土砂等の地質検査及び当該事業区域以外への排水の水質検査を実施し、報告しなければならない。

また、併せて発生場所ごとの土砂等管理台帳（規則第九号様式の三・四）の写しを報告すること。

- 1 特定事業状況報告書（規則第十号様式）（一時たい積特定事業にあつては規則第十一号様式）報告に係る期間内に搬入（又は搬出）した土砂等の量を発生場所毎に報告すること。

実施済面積・量については、当該期間内に実施されたものを記載するとともに累計を記載すること。また、当該期間に埋立て等した区域及び許可から現在までに埋立て等した区域を明示した図面（平面図及び縦横断図、土量計算書）等を添付すること（報告書の提出期限は4月を経過する日より1週間のため、期限に間に合うよう調整すること。）。

- 2 特定事業地質等検査報告書（規則第十二号様式）

地質検査については区域を3, 0 0 0 m²毎に区分し、当該区分ごとに土砂等の試料を1検体（採取は5点混合で、深さは可能な限りの深さとす）採取し、分析を実施すること。水質検査については、許可申請時に定めた排水測定地点より1検体採取すること。

なお、試料のサンプリングについては県職員立会の上実施することとし、当該定期報告の時期が到来した際には、廃棄物指導課（又は地域振興事務所地域環境保全課）へ連絡し、日時等調整を行うこと。

- 3 土砂等管理台帳（規則第九号様式の三・四）

① 特定事業場

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日あたりの量を記載すること。

② 特定事業（一時たい積特定事業）場

各項目に記載するとともに当該事業区域に搬入された土砂等の発生場所からの運搬手段、搬入土砂等が搬入過程において一時的たい積が行われた場合はその場所名、搬入された土砂等の一日の量、当該事業区域から搬出された土砂等の一日あたりの量及び搬出先ごとの内訳を記載する

こと。

第六 特定事業の軽微な変更について（条例第13条第1項）

特定事業について規則第7条第1項に定める軽微な変更をした場合は、特定事業軽微変更届（規則第七号様式）により関係書類を添付し、遅滞なく届け出ること。また、同意した土地の所有者にその旨を第七号様式の二により通知し、その写しを添付すること。

- (1) 事業者に関する変更事項：氏名（名称）・住所・法人代表者の氏名
添付書類：住民票（県外の者）・法人の登記事項証明書・会社の定款など
変更内容が明らかな書類等（また、届出等に使用される印鑑が変更となる場合には印鑑登録証明書の添付も必要となる）
 - (2) 現場責任者の氏名及び職名
添付書類：事業者が定めた当該特定事業場における現場責任者であることを証する書面
 - (3) 事業に関する変更事項：特定事業に使用される土砂等の量・発生場所及び期間等の搬入計画・土地所有者等
添付書類：土量変更の理由及び土量計算書・別紙（搬入計画に関する事項）等（採取場所及び搬入計画の変更の際には変更前・変更後の全搬入計画を記載した「特定事業に使用される土砂等搬入計画に関する事項」を添付すること。）又、土地所有者等の変更については、同意書及び印鑑登録証明書、土地の登記事項証明書等
- *使用される土砂等の量が許可計画量を超える量については、変更許可申請として取り扱うこととなる。
- (4) 事務所の位置、排水測定施設の位置、施工計画書の軽微な変更
添付書類：図面及び写真等
 - (5) 役員、株主等、使用人の変更
添付書類：①許可を受けた者が未成年者で法定代理人が法人の場合＝新たに法人の役員になった者の住民票（県外の者）
②申請者が法人の場合＝新たに役員・株主等・使用人になった者の住民票（県外の者）

③申請者が個人・未成年者の場合＝新たに使用人になった者の住民票（県外の者）

ただし、役員、株主等、使用人の氏名が変更となる場合は、変更届の提出は不要とする。

第七 特定事業の完了について（条例第21条）

(1) 特定事業が完了する2月前の日までに、当該事業が完了するまでの工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業完了事前届（第十五号様式の三）を提出すること。

(2) 特定事業が完了した場合には、遅滞なく完了した形態での平面図、断面図、土量計算書等を添付し、特定事業完了届（第十六号様式）及び事業開始から完了までの特定事業状況報告書を提出すること。

特定事業完了届の提出後は、県の職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

第八 特定事業の廃止、中止について（条例第20条）

(1) 特定事業を施工の途中で廃止又は中止（1月以上1年未満）しようとする場合には、あらかじめ土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じるとともに工程表及び平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業廃止（中止）事前届（第十五号様式）を提出すること。

(2) 特定事業を施工の途中で廃止する場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、特定事業廃止届（第十五号様式の二）及び事業開始から廃止までの特定事業状況報告書を提出すること。特定事業廃止届の提出後は、県職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

第九 特定事業の終了について（条例第21条の2）

(1) 特定事業の期間が満了する日までに完了する見込みがない場合には、同日の2月前の日までに、当該事業が終了するまでの工程表、平面図、縦断図、横断図等を添付し、特定事業終了事前届（第十六号様式の二）を

提出すること。特定事業が終了した場合には、土壌の汚染及び災害の発生を防止するための必要な措置を講じたうえで平面図、縦断図、横断図、土量計算書等を添付し、特定事業終了届（第十六号様式の三）及び事業開始から終了までの特定事業状況報告書を提出すること。

- (2) 特定事業終了届の提出後は、県職員による現場確認を受けるとともに、搬入した土壌の地質分析及び水質検査を実施すること（検査報告の方法は原則として定期報告と同様）。

第十 特定事業の相続等について（条例第22条）

- (1) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継する相続、合併又は分割があった場合は、遅滞なく特定事業相続等届（第十七号様式）を、(2)の土地所有者へ通知した写しを添付し提出すること。

添付書類：①相続の場合には、承継を証する書面及び承継者の戸籍謄本、住民票（県外の者）、印鑑登録証明書

②合併又は分割の場合には、承継を証する書面及び承継者の法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書

③土地使用承諾書及び土地使用同意書（印鑑登録証明書を含む）、施工同意書を添付すること。

なお、1筆の土地が特定事業場及び区域の双方に該当する場合には、全て取得するものとする。

④承継者が欠格要件に該当しないことの誓約書（規則第二号様式の二）

⑤承継者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票（県外の者）、法定代理人が法人のときは登記事項証明書及び役員の住民票（県外の者）。また、申請者に使用人があるときは、使用人の住民票（県外の者）を添付すること。

⑥承継者が法人の場合は、役員・株主等・使用人の住民票（県外の者）

⑦承継者が個人の場合は、使用人の住民票（県外の者）

⑧事業者が定めた当該特定事業における現場責任者であることを証する書面

- (2) 特定事業の全部を譲り受ける等特定事業の許可を受けた者の地位を承継した者はその旨を第十七号様式の二により、土地所有者へ通知しなければならない。

参考 別表第二の三号の表中、土砂等の区分について

- ・ 条例の別表第二の三号の表中、土砂等の区分欄は、下記条文を参考に区分すること。
- ・ 土砂等の区分欄中『砂、礫、砂質土……』の欄の下「その他」の区分は、建設発生土以外の土砂等で泥土以外のものをいう。
- ・ 第4種建設発生土及び浚渫土並びに泥土は、土砂等の区分欄『その他』に該当する。

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となる
べき事項を定める省令 抜粋 (平成3年建設省令第19号)

(この省令の趣旨)

第1条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事事業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、再生資源の利用の促進に関する法律第10条の規定に基づき、再生資源の利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第1の第1欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事事業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

中 略

(再生資源の利用の原則)

第3条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再生資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第4条 建設工事事業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。

- 2 前項の場合において、建設工事事業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないよう、適切な施工を行うものとする。
- 3 建設工事事業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

中 略

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第7条 建設工事事業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選択に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

以下別表まで略

別表第1（第4条関係）

第1種建設発生土 （砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 （砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 （通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 （粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

発生土利用基準（平成18年8月10日、国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号）

1. 目的

本基準は、建設工事に伴い副次的に発生する土砂や汚泥（以下「発生土」という。）の土質特性に応じた区分基準及び各々の区分に応じた適用用途標準等を示すことにより、発生土の適正な利用の促進を図ることを目的とする。なお、本基準については、今後の関係法令及び基準類等の改・制定や技術的な状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

2. 適用

本基準は、発生土を建設資材として利用する場合に適用する。ただし、利用の用途が限定されており、各々の利用の用途に応じた基準等が別途規定されている場合には、別途規定されている基準等によるものとする。なお、建設汚泥の再生利用については「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。

3. 留意事項

本基準を適用し、発生土を利用するにあたっては、関係法規を遵守しなければならない。

4. 土質区分基準

(1) 土質区分基準

発生土の土質区分は、原則として、コーン指数と土質材料の工学的分類体系を指標とし、表-1に示す土質区分基準によるものとする。なお、土質改良を行った場合には、改良後の性状で判定するものとする。

(2) 土質区分判定のための調査試験方法

土質区分判定のための指標を得る際には、表-2に示す土質区分判定のための調査方法を標準とする。

以下表まで略

表 - 1 土質区分基準

区分 (国土交通省令)*1)	細区分*2)、3)、4)	コーン 指数 qc*5) (kN/m ²)	土質材料の工学的分類*6)、7)		備考*6)	
			大分類	中分類 土質 {記号}	含水比 (地山) wn (%)	掘削 方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに 準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫 {G}、砂礫 {GS}	—	*排水に考 慮するが、 降水、浸出 地下水等に より含水比 が増加する と予想され る場合は、 1ランク下 の区分とす る。 *水中掘削 等による場 合は、2ラ ンク下の区 分とする。
	第1種改良土*8)		砂質土	砂 {S}、礫質砂 {SG}		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及び これらに準ずるもの)	第2a種	800 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第2b種		礫質土	細粒分まじり礫 {GF}	—	
	第2種改良土		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保 できる粘性土及びこ れに準ずるもの)	第3a種	400 以上	人工材料	改良土 {I}	—	
	第3b種		砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第3種改良土		粘性土	シルト {M}、粘性土 {C}	40%程度以下	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準 ずるもの(第3種建 設発生土を除く))	第4a種	200 以上	火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
	第4b種		有機質土	有機質土 {O}	40%~80%程度	
			砂質土	細粒分まじり砂 {SF}	—	
	第4種改良土		人工材料	改良土 {I}	—	
粘土*1)、9)	粘土a	200 未満	粘性土	シルト {M}、粘性土 {C}	80%程度以上	
	粘土b		火山灰質粘性土	火山灰質粘性土 {V}	—	
			有機質土	有機質土 {O}	80%程度以上	
	粘土c		高有機質土	高有機質土 {Pt}	—	

*1) 国土交通省令(建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60)においては区分として第1種~第4種建設発生土が規定されている。

*2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

*3) 表中の第1種~第4種改良土は、土(粘土を含む)にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または粘土を安定処理し、コーン指数400kN/m²以上の性状に改良したものである。

*4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

*5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトrometerで測定したコーン指数(表-2参照)。

*6) 計画段階(掘削前)において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系(社)地盤工学会と備考欄の含水比(地山)、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

*7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

*8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

*9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43厚生省通知)

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。(建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環産276 環境省通知)

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」(国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日)を適用するものとする。

表 - 2 土質区分判定のための調査試験方法

判定指標* ¹⁾	試験方法	規格番号・基準番号
コーン指数* ²⁾	締固めた土のコーン指数試験方法	J I S A 1 2 2 8
土質材料の工学的分類	地盤材料の工学的分類方法	J G S 0 0 5 1
自然含水比	土の含水比試験方法	J I S A 1 2 0 3
土の粒度	土の粒度試験方法	J I S A 1 2 0 4
液性限界・塑性限界	土の液性限界・塑性限界試験方法	J I S A 1 2 0 5

* 1) 改良土の場合は、コーン指数のみを測定する。

* 2) 1層ごとの突固め回数は、25回とする。(参考表参照)

参考 別表第二の四号の擁壁の基準について

宅地造成等規制法施行令 関連条文抜粋

(昭和37年政令第16号)

(定義等)

第1条 この政令(第3条を除く。)において、「切土」又は「盛土」とは、それぞれ宅地造成である切土又は盛土をいう。

中略

5 擁壁の前面の上端と下端(擁壁の前面の下部が地盤面と接する部分をいう。以下この項において同じ。)とを含む面の水平面に対する角度を擁壁の勾配とし、その上端と下端との垂直距離を擁壁の高さとする。

(擁壁の設置に関する技術的基準)

第6条 法第9条第1項の政令で定める技術的基準のうち擁壁の設置に関するものは、次のとおりとする。

一 切土又は盛土(第3条第4号の切土又は盛土を除く。)をした土地の部分に生ずる崖面で次に掲げる崖面以外のものには擁壁を設置し、これらの崖面を覆うこと。

イ 略

ロ 土質試験その他の調査又は試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面

二 前号の擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他の練積み造のものとする。

2 略

(鉄筋コンクリート造等の擁壁の構造)

第7条 前条の規定による鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁の構造は、構造計算によって次の各号のいずれにも該当することを確かめたものでなければならない。

一 土圧、水圧及び自重(以下「土圧等」という。)によって擁壁が破壊されないこと。

二 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。

三 土圧等によって擁壁の基礎が滑らないこと。

四 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

2 前項の構造計算は、次に定めるところによらなければならない。

一 土圧等によって擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材又はコンクリートの許容応力度を超えないことを確かめること。

二 土圧等による擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であることを確かめること。

三 土圧等による擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力の3分の2以下であることを確かめること。

四 土圧等によって擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないこ

とを確かめること。ただし、基礎ぐいを用いた場合においては、土圧等によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないことを確かめること。

- 3 前項の構造計算に必要な数値は、次に定めるところによらなければならない。
 - 一 土圧等については、実況に応じて計算された数値。ただし、盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ別表第2の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる。
 - 二 鋼材、コンクリート及び地盤の許容応力度並びに基礎ぐいの許容支持力については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第90条（表1を除く。）、第91条、第93条及び第94条中長期に生ずる力に対する許容応力度及び許容支持力に関する部分の例により計算された数値
 - 三 擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力その他の抵抗力については、実況に応じて計算された数値。ただし、その地盤の土質に応じ別表第3の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる。

（練積み造の擁壁の構造）

第8条 第6条の規定による間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 擁壁の勾配、高さ及び下端部分の厚さ（第1条第5項に規定する擁壁の前面の下端以下の擁壁の部分の厚さをいう。以下別表第4において同じ。）が、崖の土質に応じ別表第4に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが、擁壁の設置される地盤の土質が、同表上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは40センチメートル以上、その他のものであるときは70センチメートル以上であること。
- 二 石材その他の組積材は、控え長さを30センチメートル以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石、砂利又は砂利混じり砂で有効に裏込めすること。
- 三 前二号に定めるところによっても、崖の状況等によりはらみ出しその他の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等必要な措置を講ずること。
- 四 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の設置される地盤の土質が、別表第4上欄の第1種又は第2種に該当するものであるときは擁壁の高さの100分の15（その値が35センチメートルに満たないときは、35センチメートル）以上、その他のものであるときは擁壁の高さの100分の20（その値が45センチメートルに満たないときは、45センチメートル）以上とし、かつ、擁壁には、一体の鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造で、擁壁の滑り及び沈下に対して安全である基礎を設けること。

（設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用）

第9条 第6条の規定による擁壁については、建築基準法施行令第36条の3から第39条まで、第52条（第3項を除く。）、第72条から第75条まで及び第79条の規定を準用する。

(擁壁の水抜穴)

第10条 第6条の規定による擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3平方メートル以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5センチメートル以上の陶管その他これに類する耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺その他必要な場所には、砂利その他の資材を用いて透水層を設けなければならない。

別表第2 (第7条関係)

土 質	単位体積重量 (1立方メートルにつき)	土圧係数
砂利又は砂	1.8トン	0.35
砂質土	1.7トン	0.40
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土	1.6トン	0.50

別表第3 (第7条関係)

土 質	摩擦係数
岩、岩層、砂利又は砂	0.5
砂質土	0.4
シルト、粘土又はこれらを多量に含む土 (擁壁の基礎底面から少なくとも15センチメートルまでの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る。)	0.3

別表第4 (第8条関係)

土 質		擁 壁		
		勾 配	高 さ	下 端 部 の 厚 さ
第 1 種	岩、岩層、砂利又は砂 利まじり砂	70度を超え75度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	50センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	40センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	45センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	50センチメートル以上
		65度以下	3メートル以下	40センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	45センチメートル以上
			4メートル超え5メートル以下	60センチメートル以上
		第 2 種	真砂土、関東ローム、 硬質粘土その他これら に類するもの	70度を超え75度以下
2メートル超え3メートル以下	70センチメートル以上			
65度を超え70度以下	2メートル以下			45センチメートル以上
	2メートル超え3メートル以下			60センチメートル以上
	3メートル超え4メートル以下			75センチメートル以上
65度以下	2メートル以下			40センチメートル以上
	2メートル超え3メートル以下			50センチメートル以上
	3メートル超え4メートル以下			65センチメートル以上
	4メートル超え5メートル以下			80センチメートル以上
第 3 種	その他の土質	70度を超え75度以下	2メートル以下	85センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	90センチメートル以上
		65度を超え70度以下	2メートル以下	75センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	85センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	105センチメートル以上
		65度以下	2メートル以下	70センチメートル以上
			2メートル超え3メートル以下	80センチメートル以上
			3メートル超え4メートル以下	95センチメートル以上
			4メートル超え5メートル以下	120センチメートル以上

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針

平成12年3月28日制定

平成15年8月21日改正

平成23年11月1日改正

(目的)

第1条 この指針は、事業者が千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉県条例第12号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する特定事業を行う場合に、県が事業者に対し必要な指導を行うことにより、土砂等の適正な埋立て等の推進を図ることを目的とする。

(計画書の提出)

第2条 条例に基づく特定事業の許可申請（変更許可申請を含む。）を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、あらかじめ特定事業事前計画書（別記第1号様式）を、条例第13条第1項の許可の申請にあつては特定事業変更計画書（第1号様式の2）を知事又は地域振興事務所長に提出するものとする。

なお、特定事業事前計画書及び特定事業変更計画書に変更があつた場合については、特定事業事前計画（変更計画）内容変更届（別記第1号様式の3）を知事又は地域振興事務所長に提出するものとする。

2 前項の特定事業事前計画書には、次の各号に掲げる関係書類を添付するものとする。

- 一 特定事業場の位置図（縮尺25,000分の1程度のもの）
- 二 特定事業場の付近の見取図（縮尺2,500分の1程度のもの）
- 三 特定事業場の公図写し（法務局備え付けによる縮尺のもの）
- 四 特定事業の施工前及び施工後の特定事業場の構造が判別できる平面図及び断面図（縮尺250分の1から500分の1程度のもの）並びに土量計算書
- 五 特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項を記載した書面及び経路図
- 六 第3条に規定する説明会及び第4条に規定する説明に関する計画書
- 七 その他知事が必要と認める書類

3 第1項の特定事業変更計画書には、第2項第1号～第6号に係る部分についての変更に係る部分についてとし、知事が必要と認める書類についてはこの限りでないものとする。

(説明会の開催)

第3条 事業者は、特定事業場の計画区域の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）に対し、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定事業の計画の概要
- 二 地域の環境保全上の留意点

2 事業者は、説明会を開催するに当たっては、その場所、日程、事業計画の概要等につ

いて、あらかじめ、地域住民に周知を図るものとする。

3 事業者は、その責めに帰することのできない事由で第1項の説明会を開催することができない場合は、その事業計画を記載した文書を配布する等の方法により、周知に努めるものとする。なお、説明会を開催することができない場合には、その事由及び措置等の記録を保存しておくものとする。

(関係市町村長に対する説明)

第4条 事業者は、特定事業の計画区域を管轄する市町村長（残土関係担当課）に対して、次の各号に掲げる事項について説明を行うものとする。

- 一 特定事業の計画の概要
- 二 地域の環境保全上の留意点
- 三 前条に係るものの実施状況

(協定の締結)

第5条 事業者は、当該事業の計画区域を管轄する市町村長又は第3条第1項に規定する地域住民の代表者から、特定事業の実施に伴う当該地域の環境保全に係る遵守事項について、協定の締結の申し出があった場合は、協定の締結に努めなければならない。

(許可の申請)

第6条 事業者は、許可申請に当たり、第3条に規定する説明会及び第4条に規定する説明の実施状況に関する実施状況報告書（別記第2号様式）を添付する。

また、第3条第3項に規定するものがあつたときは、その記録を添付するものとする。

(報告の聴取)

第7条 知事は、事業者に対し、必要に応じて調整、協議等の状況について報告を求めることができる。

(適用除外)

第8条 この指導指針は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条および同法附則第4項に規定する開発行為並びに宅地開発事業等の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、適用しない。

ただし、許可申請に際しては、その協議書等を添付するものとする。

附則

この指針は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この指針は、平成15年10月1日から施行する。

附則

この指針は、平成23年11月1日から施行する。

特定事業事前計画書

年 月 日

千葉県知事 様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

特定事業場の位置及び面積	地番 ほか 筆 （詳細は、地番一覧表のとおり）	特定事業場の面積 （実測） m² うち特定事業区域の面積 （実測） m²
事務所その他特定事業に供する施設の設置計画及び位置		
特定事業に使用される土砂等の量及び特定事業の期間	土砂等の量 m³ 年 月 日～ 年 月 日	
特定事業が完了した場合の特定事業区域の構造		
指針第3条、第4条に関する開催計画	第3条	第4条

添付書類

特定事業場の位置図、特定事業場の付近の見取図及び公図写し、特定事業の前後の構造が判別できる平面図及び断面図、特定事業に使用される土砂等の搬入計画に関する事項及び指針第3条、第4条に関する開催計画書

特定事業変更計画書

年 月 日

千葉県知事 様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付け千葉県 指令第 号の で許可を受けた事項について変更したいので、千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

	変更後	変更前
変更した 事項の内容		
変更の理由		
指針第3条、 第4条に関する 開催計画	第3条	
	第4条	

添付書類

事業変更に伴う特定事業場の位置図及び見取図並びに公図写し、構造が判別できる平面図及び断面図、土砂等の搬入計画に関する事項及び指針第3条、第4条に関する開催計画書、変更前の許可書写し

特定事業事前計画（変更計画） 内容変更届

年 月 日

千葉県知事 様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付けで事前計画（変更計画）した事項について変更が生じたので、千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり提出します。

	変更後	変更前
変更した 事項の内容		
変更の理由		
指針第3条、 第4条に関する 開催計画	第3条	
	第4条	

添付書類

事業変更に伴う特定事業場の位置図及び見取図並びに公図写し、構造が判別できる平面図及び断面図、土砂等の搬入計画に関する事項及び指針第3条、第4条に関する開催計画書

特定事業説明会等実施状況報告書

年 月 日

千葉県知事

様

事業者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

千葉県土砂等の埋立て等に関する指導指針第6条の規定により、次のとおり報告します。

地域住民に対する説明会 (3条関係)	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	開催場所 の範囲指 定に係る 市町村の 判断内容	市町村対応者 指定された範囲（地域名）
	出席者の 状況	地域住民 名（うち 名） 説明者
	開催状況	説明概要、地域住民からの要望、説明者の回答等について記載すること。 (開催できなかった場合は、対応状況等を記載する。)

関係市町村長に対する 説明（4条関係）	開催日時	年 月 日 時から 時まで
	開催場所	
	出席者の 状況	市町村応対者 説明者
	開催状況	説明概要、市町村からの要望、説明者の回答等について記載すること。